

昌子の広場 第126報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます 再生紙を使用しています



一般質問しました 議員報酬削減議案廃案に

目次

・職員給与報酬削減決まる 議員報酬削減議案は廃案

P1

・一般質問しました

P2-4

議会最終日の3/26に

議員名	会派	
須藤 洋之進	レインボーいづみ	
大橋 涼子	レインボーいづみ	■
小林 昌子	レインボーいづみ	■
浜田 千秋	レインボーいづみ	■
金児 和子	五月会	■
柏 富久蔵	五月会	×
杉本 淳	五月会	■
原口 裕見	公明党	×
石原 日出子	公明党	×
服部 敏男	公明党	×
赤阪 和見	公明党	×
吉川 茂樹	公明党	×
西口 秀光	市民クラブ	
藤田 充	市民クラブ	×
若本 直幸	信和会	議長
知覧 正勝	信和会	×
小野林治三夫	清和会	×
辻本 孔久	清和会	×
早乙女 実	日本共産党	×
矢竹 輝久	日本共産党	×
岡 博子	日本共産党	×
友田 博文	明政会	×
山本 秀明	明政会	×

■ 提案議員

× 退席

給与カット率(%)とその効果

	現行	今回改訂
市長	10	20
副市長	6	12
病院事業管理者	10	16
教育長	6	12
部長級	2	6.5
次長級	2	5.5
課長級	2	4.5
課長補佐級	2	3.5
係長級	2	2.5
主任級	2	2.5
主事級	2	2.5
削減効果(千円/年)	171,587	247,477

■ 市長はじめ職員の給与削減条例が可決
市の厳しい財政の再建を図るため、今定例会で市長らの給与削減の議案が可決されました。(左表の下) 現行の削減に加えて市長は10%、一般職は0.5%を上乗せする極めて厳しいものです。職員の給与に手をつけることは最後の手段ですが、諸般の事情を考慮して決断されたものです。

■ 議員報酬10%削減を5名の議員が議員提案
一方議員報酬の削減について、会派代表者で議論していましたが、結論が出ませんでした。しかし、東日本大震災に伴う復旧・復興財源を確保するため大幅な公務員の給与削減が決まり、上のように和泉市の職員の給与削減が決定した今、議員も蚊帳の外ではおられません。議員の報酬に拘わるもので全議員一致が望ましいのは当然ですが、火急の時でもあり議員提案しました。

■ 多くの議員が退席、この議案は廃案に
15名の議員が退席。残る議員は7名となり、出席議員が過半数に達せず流会となり、報酬削減の議案は廃案となりました。退席した議員の主張は、会派代表者会議で協議中にも拘わらず議案が提出されたこと、現在の議員の任期が9月議会までで、新たな議員に報酬削減を強いて良いのか、1年限りで財政再建にどれほど効果があるのか等です。

■ 議員の責任放棄では
会派代表者会議は非公式な会議で何ら拘束力が無く、議会内部の理屈でこの条例案を葬った議員の責任は重大です。反対なら堂々と反対討論し否決すべきで、それも行わず自らの議決権を放棄して退席した責任は免れません。到底市民に理解されると思われませんが、当日は多くの市民の方が傍聴されていましたが、お粗末な議会の対応にあきれてものが言えないとの感想を漏らしていました。議会が市民に見放されては終わりです。

前代未聞 退席議員多数で定足数不足
流会の事態に 議員報酬削減議案で!

3月定例会で一般質問しました

いるのが実情で、指定した農地が果たして税金を減少させてでも保有する土地であるか極めて疑わしいものです。

生産緑地問題（節税対策か？）

生産緑地とは大都市圏など一部地域において都市化が急速に進み、一方で緑地が本来持つ地盤保持や保水などの働きによる災害の防止、および農林漁業と調和した都市環境の保全などのため、将来にわたり農地または緑地等として残すべき土地を自治体が指定することにより、円滑な都市計画を実施することを主目的としています。また、生産緑地指定を受けることで、固定資産税課税の基礎となる評価が農地並みになる措置が受けられます。

一方、一旦指定を受けた土地は、30年間は農地として管理することが義務づけられ、耕作者が死亡するなど一定の要件を満たす場合の他は原則として解除できない事になっています。

●生産緑地として管理されているのか

生産緑地は、耕作が可能な状態で管理されていることが規定されており、その土地には生産緑地であることが判る標識（左は清須市の例）を設置することが義務づけられています。和泉市では指定したときに棒状の標識を設置することを所有者に依頼するだけで、管理が行き届かず、設置すらされていない草ぼうぼうの生産緑地もみられます。試しに私の住まいするところの近くの生産緑地を訪ねました。



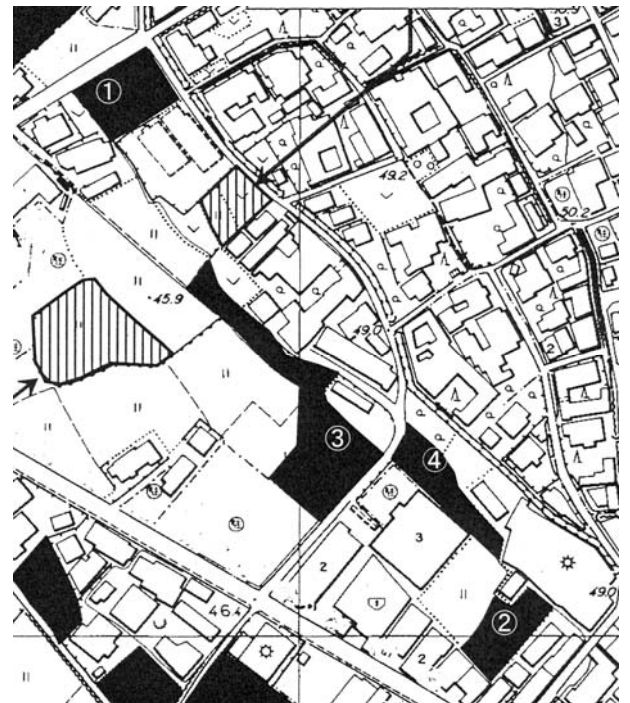
●和泉市の生産緑地

生産緑地と市が指定している面積は、H23年度で94.4haで、これによる固定資産税等の節減額は凡そ1億円です。（宅地並みの課税の約1/50）

●生産緑地として指定する根拠

生産緑地法では、「公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。」とされその他500m²以上で農業が継続可能な事となっています。

貴重な税金を減免する訳ですので、その指定は慎重でなければなりません。ところが実態は土地の所有者の申し出があればほぼ全て認定して



①標識が見にくい



②公道に面していない



③草ぼうぼう



④標識が見えず、草ぼうぼう、フェンスで囲い



以上のように、ちょっと見に行っただけでも問題の多い生産緑地が多くみられました。本来生産緑地として指定すべき土地なのか、生産緑地として管理されているのか極めて疑問です。貴重な税金をどぶに

捨てているようなものです。

市の生産緑地の指定は、土地の所有者から申請があれば、面積等の要件が満たされれば全て指定しているのが実情で、都市計画審議会への諮問も形式的なもので、生産緑地法でうたわれている

「公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。」を満足した土地であるか否か十分審査が必要で、指定後も良好に管理されているかどうか市の調査が必要です。現状のやり方では、節税対策として生産緑地が利用されていると言われても申し開きが出来ません。

生産緑地は一度指定を受けると30年間は指定を解除できませんが、耕作者が死亡したり耕作を続けることが困難なときは、市に買い取りを請求でき、市が買い取れないときはその制限を解除出来ることになっています。そのときは当然宅地並みの課税となりますが、5年間の緩和措置も用意されており、さしあたって住宅の建設予定が無い土地は、指定を受けて1/50の税金で逃れようとする人が出てきても不思議ではありません。

その点からも指定に当たっての審査は重要で、今までその例は無いとの事ですが良好に管理されていない土地や、生産緑地としてふさわしくない生産緑地は市が自ら指定の解除も必要と思います。（そのときは権利の制限を解除することになりますから、所有者の同意は必要無いとされています）

標識についても、市の標識はその土地が生産緑地であることを明示するのは不十分で、2ページの清須市や下の世田谷市のような標識に変える必要があります。災害発生時に一時避難場所として使える土地であることが市民に判るようにするためでもあります。



■市の答弁

生産緑地は農地並み課税を行っているが、今後1年かけて全ての生産緑地について、関係各課と連携しながら調査し、明らかに農地以外の用途に供されていると判明したときは、現況課税に努める。議会には調査の過程を逐次報告する。

<今まで20年間一度も現況調査を行っていなかった市の怠慢は明らかですが、一步前進です。生産緑地の新たな指定も貴重な税金が少なくなる事を考え、より慎重に行って頂きたいと思います。>

■有価物のゴミ処理費用について

和泉市のゴミ処理費用はH22年度で全体で約22億7600万円、内処理費が11億6400万円と約半分を占めています。ゴミの中には有価で売却される資源ゴミもその中に入っており、H22年度の泉北環境の資源ゴミの売却収入は約9100万円で、その53.4%を和泉市からの資源ゴミが占めています。このように大きな貢献を行っているにもかかわらず、資源ゴミを持ち込めば持ち込むほど処理費がかかる仕組みとなっています。

例えばペットボトルは自前で売り払えば、搬入量が443ト、単価が32,445円ですので、約1400万円となりこれに泉北環境への運搬費567万円を加えると約2千万円の利益が得られることとなります。泉北環境には持ち込むだけで置き場として利用しているのみで、市が選別後直接業者と契約して処理する効果は大きいと思います。

又市がペットボトルの処理に要している費用は、収集費に2290万円、分別費に1170万円、泉北環境への運搬費に570万円を要しており、トあたり9万円を超えています。店頭での回収や自治会などの集団回収によって、この費用を削減すべきだと思います。

次に古紙の問題です。ペットボトルは従来逆有償でお金を払って処理して貰っていたのですが、この問題を指摘し有償での引き取りが実現し、H19年からH22年まで約8500万円の効果を上げることが出来ました。しかし古紙は依然として逆有償が続いています。古紙は新分別として家庭から回収したものを、泉北環境が委託している大阪リサイクル事業協同組合の事業所（上代町）に持ち込み、同組合の堺市内の事業所で選別等の中間処理を行い業者に販売しています。泉北環境は契約だけで実際は何も関与していない訳です。

それにも拘わらず泉北環境に再資源化処理費トあたり5985円を支払い、売却収入トあたり1000円を差し引き458万円を支払っています。市が直接契約すれば古紙分の泉北環境処理費の低減となります。又他の市では処理前の状態でトあたり2000円で販売している実績もあります。逆有償の有償かの差は大きく、ペットボトルを含め資源をゴミとみるか否かを再検討する必要があります。

■市の答弁

一般廃棄物の処理は、本市、高石市、泉大津市の3市が設立した泉北環境整備施設組合で処理する事を基本としているので、和泉市のみ独自の方式をとることが、スケールメリット等を考慮すると必ずしも独自処理が計算通りにはいかない。

＜仕事が増えることを避けているとしか考えられない。最小費用で最大の効果の原則を忘れているのでは無いでしょうか＞

昌子の日記と予定

- 3/1 総務安全委員傍聴
- 3/3 いずみいのちの森植樹祭（くすのき公園）
- 3/6-9 予算審査特別委員会
- 3/10 町づくりを考える会、万葉講座
- 3/12 予算審査特別委員会
- 3/13 石尾中学校卒業式
- 3/14 議会運営委員会
- 3/15 ソロプチミスト定例会
- 3/16 緑ヶ丘小学校卒業式
- 3/19 議会運営委員会
- 3/20 きのみ保育園内覧会
- 3/21-23 本会議
- 3/24 ソロプチミストバザー準備
- 3/25 ソロプチミストバザー
- 3/26 臨時議運、本会議
- 3/27 和泉中央駅会報配布、町づくり協議会、広報広聴委員会、自治体会計研修会
- 3/28 和泉中央駅会報配布、事務所運営委員会
- 3/29 憲法キャラバン打合せ

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(全国万葉協会会員)

・会費 1,000円(3か月分) 14-16時

・97回 3/10(土) 済み

・98回 4/14(土) 奈良県田原本一帯万葉

百済の原、三宅の原、竹田の原

・99回 5/13(日) 万葉バスツアー

巨勢の橋～磐余の池跡～百済三宅を訪ねて

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜 10時～12時、

同じく 木曜 14時～16時

市政相談会

・第2、4水曜日 20:00～21:30

事前に御連絡下さい

長らくご好評で続けていましたちぎり絵の講習会は、講師の都合で前回は終了しました。